

## 平成23年度

## 長野市内ダイオキシン類、有害大気汚染物質及びアスベスト調査結果並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づき事業所が実施したダイオキシン類の測定結果について

平成24年4月11日（水）  
環境部環境政策課  
担当 中嶋、酒井、塚田  
電話026-224-8034（直通） 内線3015

長野市では、平成10年度から環境中のダイオキシン類、有害大気汚染物質の濃度について継続的に調査を実施しており、平成18年度からはアスベストの濃度についても調査を実施しています。

この度、平成23年度に実施した調査結果がまとまりましたので公表します。

また、ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により行われた特定施設設置者による廃棄物焼却炉の排出ガス等の測定結果についても公表します。

**環境ダイオキシン類調査結果【別紙1-1、2】**

- ・ 長野市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類濃度の調査を実施している。
- ・ 平成23年度に実施した大気、水質、底質、土壌の調査結果がまとまったことから公表する。
- ・ 調査地点
  - 大気 7地点（一般環境2地点、固定発生源周辺5地点）
  - 水質 4地点（河川3地点、地下水1地点）
  - 底質 3地点（河川3地点）
  - 土壌 5地点（一般環境3地点、固定発生源周辺2地点）
- ・ 大気、水質、底質、土壌の全ての地点において環境基準を達成した。

**有害大気汚染物質調査結果**

## □鍋屋田自動車排ガス測定局、篠ノ井一般環境大気測定局【別紙2-1】

- ・ 長野市では、大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質（継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるもの）のうち優先取組物質として指定されたものについて、平成10年度より調査を実施している。
- ・ 昨年度に引き続き12回実施した調査の結果がまとまったことから公表する。
- ・ 両局とも、環境基準が定められている4物質は環境基準を達成し、健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている8物質は全て指針値未満であった。

#### □南長池児童遊園地【別紙2-2】

- ・ 木工団地に建設された容器包装リサイクル法に係る民間の廃プラスチックリサイクル施設周辺において、施設の影響への影響を危惧する地元住民からの希望により、平成14年度から追加して調査を実施している。
- ・ 昨年度に引き続き実施した調査の結果がまとまったことから公表する。
- ・ 環境基準及び指針値の設定されている項目及びシックハウス室内濃度指針値（厚生労働省により策定）が設定されている項目について、いずれも基準値を下回った。
- ・ ただし、トルエン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒドの値が例年よりも比較的高いため、平成24年度も継続して調査を実施するとともに、比較対象として鍋屋田局、篠ノ井局においても同物質の調査を実施する予定である。

#### □アスベスト結果【別紙3】

- ・ 市内2地点と補助点2地点の合計4地点で環境大気中のアスベスト濃度を測定した。
- ・ いずれの地点もこれまでの調査結果と比較して特に高い濃度は見られなかった。

#### 事業所が実施したダイオキシン類の測定結果

- ・ ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により実施された、特定施設設置者による廃棄物焼却炉の排出ガス等の平成23年度分の測定結果（平成23年4月1日～平成24年3月31日に報告があったもの）がまとまったので公表する。

##### 【別紙4-1、2】

- ・ 大気基準適用施設については、16施設から排出ガス濃度の報告があり、すべて排出基準を満たしていた。なお、報告のなかった6施設のうち、4施設は休止中で、2施設は平成23年度中に廃止となった。
- ・ 水質基準適用施設については、報告対象3施設の全てから排水濃度の報告があり、すべて排出基準を満たしていた。（循環使用等により公共用水へ汚水等を排出しない施設は報告義務が免除されている。）
- ・ 特定施設のうち廃棄物焼却炉は、焼却炉から排出される燃え殻及びばいじん中のダイオキシン類を測定することが義務づけられている。排出基準はないが、廃棄物処理法の処理基準により処理しなければならない。
- ・ なお、燃え殻については13施設から、ばいじんについては14施設から報告があった。